

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当））

項 目 名	沖縄の揮発油に係る揮発油税等の特例措置の延長		
税 目	揮発油税及び地方揮発油税		
要 望 の 内 容	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 129 号）第 80 条及び沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和 47 年政令第 151 号）第 74 条、第 74 条の 2 によって講じられている揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の適用期限を 3 年間延長（令和 12 年 5 月 14 日まで）する。 <軽減内容> 沖縄県に移出する目的で、その区域内にある揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油について、揮発油税及び地方揮発油税を軽減する。 <軽減割合> 引き続き、本土における揮発油税及び地方揮発油税の合計額（28,700 円/kℓ）から 13%（3,800 円/kℓ）軽減し、24,900 円/kℓ とする。		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 沖縄の本土復帰に伴い沖縄県内の消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮し、沖縄県内のガソリン価格を抑制し、以て県民生活・産業経済の安定を図る。 なお、県は追加措置として当該減税財源の一部を活用し、沖縄の本島・離島間の石油製品価格の平準化による離島住民の生活及び地域経済の安定を図っている。 (2) 施策の必要性 沖縄においては、本土復帰以降、沖縄振興計画等による諸施策の実施により、社会資本の整備や産業の振興等、各般にわたり一定の成果を挙げてきている。 しかしながら、一人当たり県民所得は全国平均の約7割と全国最下位に留まっており、低所得世帯（世帯所得 200 万円未満世帯）の割合は約 15%（令和6年）、完全失業率も 3.3%（直近5年（令和2年～6年）平均）といずれも全国一高く、依然として厳しい状況が継続している。 加えて、公共交通機関のインフラ整備が不十分のため、起伏の多い陸上の移動手段は専ら自動車に依存しており、本軽減措置によってもなお、家計消費支出に占めるガソリン支出の割合は全国平均の約 1.4 倍（令和6年）と、最も割合が高い東北地方の約 1.4 倍（令和6年）と同程度となっている。 本土復帰 50 年を経て、長年続く課題を抜本的に解消すべく沖縄県は新たに官民を挙げてカーボンニュートラルに向けた種々の取組を加速させているところであり、揮発油については沖縄県の揮発油販売量実績に基づく推計では令和 15 年度においては 537 千 kl と令和 5 年度実績の 653 千 kl から約 2 割減少する見込みとなっているが、引き続き当分の間は本軽減措置によりガソリン価格を抑制し、県民生活及び産業経済の安定を確保することが必要である。 また、沖縄の離島については、東西約 1,000km、南北約 400km にわたる広大な海域に多数の島々が散在し、本島と離島間の輸送コストが大きい。このため、沖縄県では本軽減措置を前提に、石油価格調整税（法定外普通税 1.5 円/ℓ）を課税し、その税収を財源として、離島における石油製品（揮発油、灯油、軽油、A 重油）の価格安定と円滑な供給を図るための石油製品輸送等補助事業を実施し、離島の住民生活や地域産業を下支えしている。 こうした中、本軽減措置及び石油製品輸送等補助事業が縮減となった場合、県内の石油製品価格の上昇に伴い、産業活動の低下や可処分所得の減少が生じ、県内の経済活動の縮小や雇用の喪失を招くおそれがある。 特に、離島については、我が国の領海及び排他的経済水域（EEZ）等の保全、海洋資源の確保等に重要な役割を担っているところ、定住条件の悪化による人口流出の加速化、離島地域の衰退が進む可能性がある。 以上のことから、本軽減措置は必要不可欠のものであり、適用期間を延長する必要がある。
--	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 10 沖縄政策 【施策】 10 沖縄振興に関する施策の推進
		政策の達成目標	・ 沖縄県内のガソリン価格の抑制による県民生活・産業経済の安定 ・ 沖縄県内の家計消費支出におけるガソリン支出の割合を本軽減措置によらず最も割合の高い地域（東北地方）並に抑える。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 12 年 5 月 14 日までの 3 年間
		同上の期間中の達成目標	上記達成目標に同じ
		政策目標の達成状況	・ 沖縄県内のガソリン価格の抑制による県民生活・産業経済の安定 ・ 沖縄県内の家計消費支出におけるガソリン支出の割合を、本軽減措置によらず最も割合の高い地域（東北地方）並に抑える。 令和 6 年：沖縄 2.8%（※）、東北地方 2.8% （※）本軽減措置を加味した数値
	有効性	要望の措置の適用見込み	本軽減措置が直接適用されるのは揮発油の製造者（2 社）であるが、その効果は最終消費者たる県民や企業に広く及ぶことが期待される。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本軽減措置の効果は、直接、本軽減措置が適用される揮発油の製造者等のみならず、ガソリンを消費する県民や企業にも効果が均霑し、県民生活及び産業経済の安定が図られる。 また、本軽減措置を前提とした石油製品輸送等補助事業が実施され、離島における石油製品の価格と供給の安定化を通じ、離島の住民生活や地域産業が下支えされる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	沖縄県では多くの国境離島、排他的経済水域（EEZ）や海洋資源の確保等国家利益に重要な役割を果たしている離島を抱えているところであるが、様々な特殊事情を抱えるほか、依然として厳しい社会・経済状況にあることから、本軽減措置によってガソリン価格を抑制することは、県民生活及び産業経済の安定に必要不可欠である。 製造所から移出される揮発油量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当することは不可能である。 また、本軽減措置は、県民生活及び産業経済の安定を図ることを目的としており、一般消費者等（担税者）への直接的な支援であることから、補助金等の他の政策手段は適切ではない。 なお、本軽減措置の対象は、沖縄の区域内における揮発油の移出等に限定しており、課税の公平原則の観点からも必要最小限の特例措置である。												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措 置 の 適用実績	・揮発油税等の軽減額 （単位：百万円） <table><tr><th>年度 項目</th><th>令和2</th><th>令和3</th><th>令和4</th><th>令和5</th><th>令和6</th></tr><tr><td>揮発油税等軽減額</td><td>4,354</td><td>4,350</td><td>4,526</td><td>4,571</td><td>4,626</td></tr></table>	年度 項目	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	揮発油税等軽減額	4,354	4,350	4,526	4,571	4,626	
		年度 項目	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6								
	揮発油税等軽減額	4,354	4,350	4,526	4,571	4,626									
	・石油製品輸送等補助事業の実績 （単位：百万円） <table><tr><th>年度 項目</th><th>令和2</th><th>令和3</th><th>令和4</th><th>令和5</th><th>令和6</th></tr><tr><td>輸送費補助額</td><td>902</td><td>941</td><td>980</td><td>990</td><td>971</td></tr></table>	年度 項目	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	輸送費補助額	902	941	980	990	971		
	年度 項目	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6									
	輸送費補助額	902	941	980	990	971									
租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—														
租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	揮発油税等の軽減措置及び本軽減措置を前提とした県の石油製品輸送等補助事業により、沖縄におけるガソリン価格の抑制及び離島における石油製品の価格抑制及び供給の安定化が図られている。														
前回要望時 の達成目標	・ 沖縄県内のガソリン価格の抑制による県民生活・産業経済の安定 ・ 沖縄県内の家計消費支出におけるガソリン支出の割合を本軽減措置によらず最も割合の高い地域（東北・北陸地方）並に抑える。 令和6年：沖縄 2.8%、東北地方 2.8%														
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	・ 沖縄県内の家計消費支出におけるガソリン支出の割合を、本軽減措置によらず最も割合の高い地域（東北地方）並に抑える。 令和6年：沖縄 2.8%（※）、東北地方 2.8% （※）本軽減措置を加味した数値 令和6年においては、ガソリンに依存した経済体質からの脱却ができていないことから目標に達していない。沖縄県の社会経済状況及び県民生活の実態はなお厳しい状況が継続していることから、引き続き県民生活及び産業経済の安定を図る必要がある。														

これまでの 要望経緯	沖縄の本土復帰に伴い昭和 47 年度に創設されて以降、昭和 52 年度、57 年度、62 年度、平成 4 度、9 年度、14 年度、19 年度、24 年度、27 年度、令和 2 年度、4 年度、6 年度の計 12 回にわたり適用期限の延長が行われている。
-----------------------	--